

～福井商工会議所中小企業総合支援センターから新型コロナウイルス支援策のお知らせ～

## 半年分の家賃補助

# 家賃支援給付金

# いよいよ開始

☆売上減で家賃などの支払いにお困りの方へ →→→給付金・応援金情報

### ①【国】家賃支援給付金（売上50%減などで、最大法人600万円、個人300万円）<NEW>

【対象者】 5月～12月の売上高が1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上で、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払う事業者

【給付額】 法人に最大 600 万円、個人事業者に最大 300 万円を一括支給

(算定方法)申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

【申請書類】 ①賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)

②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)

③本人確認書類(運転免許証等)

④売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等) など

【申請方法】 ①電子申請(インターネットを利用した申請) <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

②申請サポート会場(福井市) →ホテルフジタ福井4F ザ・グランユアーズフクイ クリスタル

【お問い合わせ】 家賃支援給付金コールセンター0120-653-930(平日・土日祝日 8:30～19:00)

### ②【国】持続化給付金（売上50%減で最大、法人200万円、個人事業100万円給付）

【対象者】 前年同月比▲50%以上売上減少した月がある事業者など

【給付額】 法人200万円、個人事業者100万円 ※昨年1年間の売上減少分が上限

【申請方法】 電子申請のみ 【サポート会場】福井市宝永4-3-1サクラNビル1F (要予約)

【サポート会場予約方法】①インターネット予約、②電話予約 TEL0120-835-130 又は 0570-077-866

【お問い合わせ】 持続化給付金事業 コールセンター0120-115-570(8時半～19時)

## ☆社員の休業手当の支払いでお困りの方へ →→→ 雇用支援金・補助金情報

### ③【国】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（休業前賃金の8割）<NEW>

4月1日～9月30日までの間の休業で、休業手当の支払いを受けられなかった中小企業の労働者（被保険者）を対象に、休業前賃金の8割（1日当たり支給額（11,000円が上限））が支給されます。

【対象者】 4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

【支援金額算定方法】（休業前の1日当たり平均賃金×80%）① ×（各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数）※①は1日当たり支給額（11,000円が上限）

【申請方法】 郵送による申請のみ（オンライン申請も準備中）

※労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能

【お問い合わせ】 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276

### ④【福井県】雇用調整助成金等利用促進事業補助金（社労士への依頼費用補助10万円）<NEW>

雇用調整助成金等の申請手続きを、社会保険労務士に依頼した事業主に、要した費用（手数料等）を補助

【対象者】 県内本社のある中小企業で、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた中小企業事業主

【支給上限】 1事業主当たり10万円（1事業主につき1回限り）

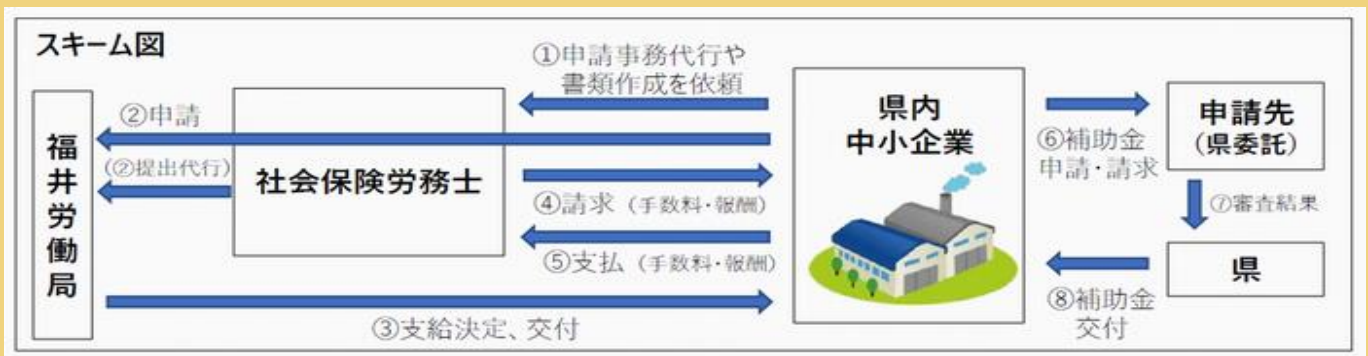
【対象経費】 雇用調整助成金等の支給申請にかかる事務代行や書類の作成業務を、令和2年4月1日以降に社会保険労務士に依頼したことにより要した費用（委託による手数料、報酬）

【受付期間】 令和2年7月10日（金）～令和3年3月12日（金）消印有効

【申請先】 福井県社会保険労務士会（雇用調整助成金等利用促進事業補助金事務局）

福井市大手 3-7-1（織協ビル3階）電話：0776-21-8157

【お問い合わせ】 福井県 労働政策課 0776-20-0389



## ☆販促や設備投資に取り組む方へ →→→ 前向き補助金情報

### ⑤【福井県】ものづくり・商業・サービス生産性向上支援補助金<NEW>

国の中小企業生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金）の特別枠（コロナ枠）に採択された方に対して、福井県による補助の上乗せを受けられます。

【対象者】 福井県内に本社を有し、「**中小企業生産性革命推進事業**」の特別枠に採択された企業のみ

【補助率および補助上限額】 1/6または1/8（国2/3の場合は県1/6、国3/4の場合は県1/8）

※市町から補助を受けている場合は、その額を補助額から控除します。

（県補助額）＝（（補助対象事業額）－（国補助額）－（国および県以外の団体からの補助額））÷2

【お問い合わせ】 福井県 産業技術課新技術支援室 0776-20-0374